

EU 環境規制へのドイツの対応

REACH および WEEE/RoHS をめぐるジェトロセミナーより

デュッセルドルフ・センター

ジェトロ・デュッセルドルフは10月に、欧州で事業展開する日系企業を対象として「EU 環境政策と企業へのその影響～REACH および WEEE / RoHS の動向～」をテーマに環境規制セミナーを開催した。日本人ビジネスマンを中心とする参加者は170人に上り、EUによる環境規制についての各界の代表者による講演に熱心に耳を傾けた。欧州新化学品規制(REACH)については、ノルトライン・ヴェストファーレン(NRW)州環境相の基調講演に続いて、ドイツの代表的な化学企業ヘンケルが実行上の問題を提起した。また、既にドイツ国内法案が閣議決定されているWEEE/RoHSについては、電気電子機器のリサイクル現状と今後の課題の理解を深めるためリサイクル事業者からの講演が中心となった。さらに、会計事務所による企業会計への影響を切り口とした説明も注目を集めた。以下にセミナーの概要を紹介する。



(セミナー会場)

1. 欧州新化学品規制 (REACH)

(1) 州政府は導入の意義を強調

REACH (Registration, Evaluation, Authorization, Chemical) とは、2006年に発効が想定されるEUの新たな化学品規制である。同規制により、化学品の安全性についての立証責任が、政府当局から企業へ転換されるという大きな意味をもつ。

今回のセミナーでは、ノルトライン・ヴェストファーレン（NRW）州のヘーン環境相が基調講演を行った。ドイツにおける化学産業の集積拠点でもある NRW 州では、REACH の実行可能性調査を 2003 年 9～11 月に行い、REACH が実際に導入されるとどのような問題・障壁があるかを研究した。特に化学物質の登録に大きな問題が生じるとの結果が出ており、13 に上る改善項目も明らかになっている。この調査結果に基づきデンマーク、フランス、ドイツ、オランダ、英国を含む欧州レベルでの実行可能性調査 SPORT(Strategic Partnership On REACH Testing)が 2004 年 9 月 15 日から始まった（2005 年 7 月 1 日までの予定）。



（NRW 州・ヘーン環境相）

ヘーン環境相は、規制導入を推進する立場から講演し、「化学物質による安全上の問題が発生してから事後処理するのでは遅すぎる」とし、効率的な運営管理の観点で検討されてきたのが REACH であると、その導入の意義を強調した。また、REACH は企業に過大なコスト負担を強いるという一般的な批判に対しては「安全性の立証責任が当局にあるとの考えは間違いであり、現在の仕組みの中で化学物質による被害が発生した場合のコストが高くなることが想定され、REACH により回避できる費用も考慮すべき」と訴えた。

（2）ヘンケルは実行上の問題を提起

これに対し、化学企業を代表して講演したヘンケルのアウルマン氏は、NRW 州による実行可能性調査は調査手法の基盤を確立したと評価した上で、1 物質当たり 60～80 日が必要とされる化学物質の登録手続きの煩雑さを問題として指摘した。

アウルマン氏は、多くの企業にとってはコストがかかり過ぎるため、すべての登録は不可能で、特に中小企業にとっては登録資格のある専門家の確保が困難であると指摘した。REACH 導入の結果、コストの観点のみから、化学産業で使用される化学物質の種類が減少する可能性があるという。REACH の本来の目的である安全性の確保とは全く関係なく、企業がコスト回避のため登録をせず、使われなくなる特殊化学物質が全体の 10% に上

り、これらは市場から姿を消すだろう、との見通しを同氏は示した。

また、同氏は「環境に優しい化学物質は革新的であるという考えには同意できるが、現在検討されている REACH の実行システムでは、こうした革新は偶然の産物としてしか機能しない」として、規制導入に向けてさらなる検討の必要性を訴えた。

(3) 日本企業は JCCE を設立

日本企業も REACH への対応に本格的に乗り出しており、9 月 9 日に日本化学工業協会が日欧に REACH 対応の協議会を立ち上げる方針を発表し、9 月 28 日には在欧日系企業 35 社が JCCE (Japan Chemical Companies Council in EUROPE) という協議会をデュッセルドルフで立ち上げた。

2. 廃電気電子機器 (WEEE) 指令/特定有害物質使用制限 (RoHS) 指令

(1) リサイクルシステムの構築が課題

WEEE 指令および RoHS 指令は、2003 年 2 月に施行された。これを受けて各国は国内法化作業を進めており、ドイツでは 2004 年 9 月 1 日に法案を閣議決定した。今後はこの法案をベースにどのようなリサイクルシステムが EU 加盟諸国で構築されるのかが大きな課題となる。

WEEE では、2005 年 8 月 13 日を境に、それ以前とそれ以後に流通する電気・電子機器を区別している。8 月 13 日以後に流通した製品については、メーカーがリサイクル回収の責任を負うことになる。(M.I.K.の林信一氏による次頁のセミナー配布資料を参照。)

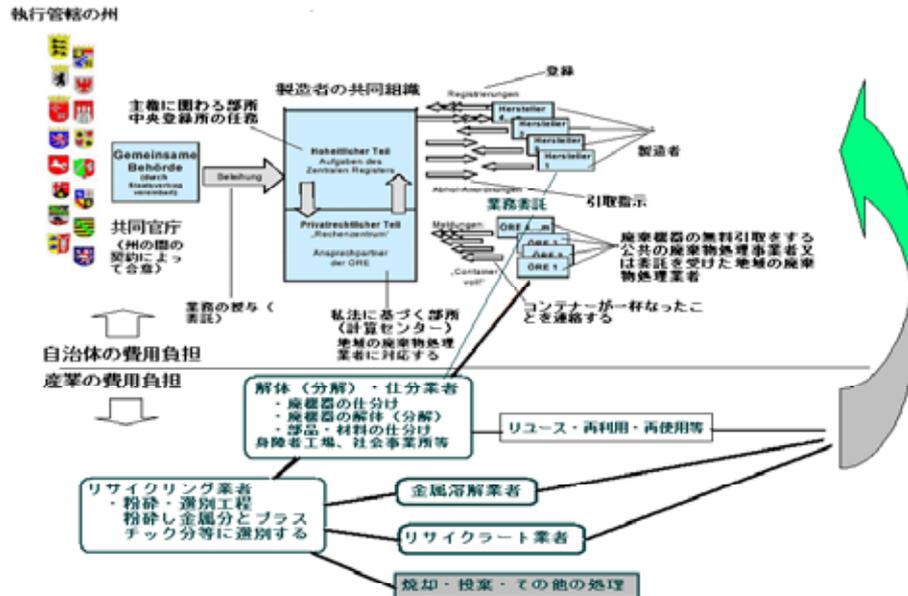
(2) ドイツで培われたリサイクル技術を生かす

今回のセミナーで、リサイクル処理事業者の立場から講演したドイツ最大のリサイクル事業者団体・BVSE のハーベル氏は、ドイツにはこれまで培ってきた環境リサイクルの下地が既に存在していることを強調、これをベースに新たなシステムを構築する必要性を訴えた。

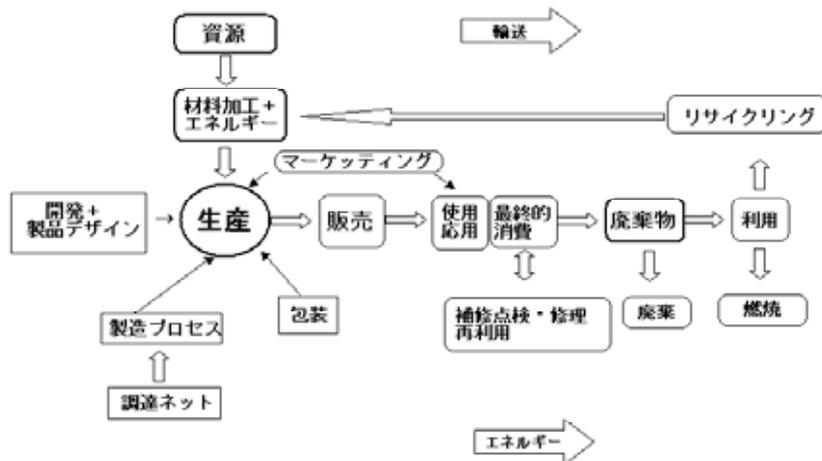
また、有価金属回収業を営むノイホフ氏は、「廃電気電子機器をリサイクル処理業者が受け取る前に、電池や蓄電池をいかに取り除くかという地道な作業こそが同指令を実現する成功のカギ」と指摘した。

なお、本セミナーの翌日には、講演を行ったリサイクル事業者の処理工場などの見学会を実施し、参加した日系企業はリサイクル現場の中でも活発な質疑応答を行った。

ドイツ廃電子及び電気機器法案におけるリサイクルの流れ



製品のライフサイクル



(3) 過大なコスト負担で倒産企業が出る恐れも

今回のセミナーでは、大手会計事務所の KPMG デュッセルドルフが、WEEE/RoHS の導入が企業会計に与える影響について説明し、新たな視点として注目を集めた。2005 年 8 月 13 日以後に流通した廃電気電子機器については、メーカーは全製品に引当金を計上することが要請され、廃棄管理費用の財務的負担を抱える。KPMG デュッセルドルフのグルンツ氏は、実際に引当金を積むと財務内容が悪化し倒産する企業が続出する可能性を指摘した。各企業は引当金を積まずに済む方法を模索することになるが、グルンツ氏は、これを機に市場から撤退すれば問題から開放されるが、市場にとどまる限りは、負担を分け合うことになると述べた。



(KPMG・グルンツ氏)

REACH 規制は、EU による他の環境規制 WEEE や RoHS によるリサイクルの進展に対しても影響を及ぼすと考えられる。2004 年 5 月に EU に新たに加盟したチェコ、ハンガリーなどでは、ドイツ連邦環境省とも密接に連携しながら EU 環境政策に取り組み始めており、これら中・東欧への同規制の浸透を把握する上でも、ドイツの環境政策およびドイツ企業の対応は今後とも注視される。

なお、本セミナーのプレゼンテーション資料は、JETROドイツのウェブサイトでご覧できる (<http://www.jetro.de/j/hp2004all/seminar/Umweltseminar/index.htm>)。

(橋口昌道、平田裕之)